（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第百九十六条　独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第四条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第九条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項に」を「前項に」に、「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十四条第二項を削る。

第三十七条第一項及び第二項中「第十九条第五項」を「第十九条第九項」に、「、第六十四条第一項及び第六十五条」を「及び第六十四条第一項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第三十八条第一号中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条第三号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める。

第三十九条第二号中「第三十条第四項」を「第三十条第三項又は第三十五条の三」に改め、同条第三号を削る。

第四十条第二号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第三号中「第五項又は第三十四条第一項」を「第四項又は第三十四条」に改める。

第四十一条第四号中「第三十三条」を「第三十二条第二項」に改め、同条第五号中「第二号」を「第四号」に改める。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条　削除

附則第三条第二項中「第三十二条第三項及び第四項」を「第三十二条第二項及び第三項」に改める。

（独立行政法人自動車事故対策機構法の一部改正）

第百九十七条　独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第十条を次のように改める。

（理事の任期）

第十条　理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

第十五条第一項中「、中期目標の期間」を「、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改める。

第十六条第二項を削る。

第十七条第二項を削る。

第二十一条第一号中「第十六条第一項又は第十七条第一項」を「第十六条又は第十七条」に改める。

第二十二条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第百九十八条　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「新法第三十条第三項及び第四項」を「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第三十条第二項及び第三項」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第百九十九条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第三十三条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十九条第二項を削る。

第四十一条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

附則第九条中「第三十四条第三項及び第四項」を「第三十四条第二項及び第三項」に改める。

附則第十二条第三項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同条第六項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

附則第十五条第一項中「同条第一項」を「同条」に改め、同条第二項中「第四項」を「第三項」に、「第七項」を「第六項」に改める。

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正）

第二百条　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第四条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第九条を次のように改める。

（理事の任期）

第九条　理事の任期は、二年とする。

第十五条第三項中「第二十二条第四項」を「第二十二条第三項」に改める。

第二十一条第一項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十二条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十四条第二項を削る。

第二十七条第一項第一号中「第六項又は第二十四条第一項」を「第五項又は第二十四条」に改める。

第二十八条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第二百一条　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第四条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第十条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。